

一般財団法人ベターリビング
試験業務約款

第1条（総則）

依頼者（以下「甲」という。）と一般財団法人ベターリビング（以下「乙」という。）は、この約款（試験依頼書及び引受承諾書を含む。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

第2条（契約締結日）

この契約は、甲が乙に対し、乙所定の試験依頼書を提出し、乙が甲に引受承諾書を発行した日をもって締結がなされたものとする。ただし、乙が試験依頼書に承諾印を押印し、その写しを甲に発行した場合は、当該試験依頼書の写しをもって引受承諾書に代えることができる。この場合において契約締結日は、乙が承諾印を押印した日とする。

- 2 この契約が電子契約手続きによって行われる場合は、第1項の「承諾印を押印」を「電子署名を付加」に読み替えるものとする。

第3条（業務の実施）

乙は、善良なる管理者の注意義務を持って、引受承諾書（乙の承諾印が押印された試験依頼書の写しを含む。以下同じ。）に定められた試験業務（以下「業務」という。）を行い、第5条第1項に規定する業務完了期日までに、甲に対し試験成績書並びに業務完了届（以下、「試験成績書等」という。）を発行する。

- 2 次の各号の一に該当するときは、乙は試験成績書を発行しないこととし、この場合において試験成績書を発行しない旨を甲に通知するものとする。
- 一 試験用提出図書（試験依頼書及び図書（試験体図面、部材仕様書、施工要領書、取扱説明書など））に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき
 - 二 試験用提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき
 - 三 試験に必要な依頼者の協力が得られなくなったことその他乙の責に帰すことのできない事由により、試験を行えなかったとき
 - 四 引受承諾書に記載された額の手数料（以下「試験料」という。）が納入期日までに納入されていないとき
- 3 甲が、試験結果の通知のみにとどめてよい旨、試験成績書の発行前までに乙に表明したとき、乙は甲に対する試験成績書の発行を行わない。

第4条（説明、協力等の責務）

乙は、甲から乙の試験の方法について説明を求められたときは、乙が相当と認める範囲内でこれに応じる。

- 2 甲は、乙の請求があるときは、乙の試験業務遂行に必要な範囲内において、試験体の仕様等に関する追加書類等を遅滞なく乙に提供しなければならない。

第5条（業務完了期日）

乙の業務完了期日は、当該引受承諾書に定められた日又は試験成績書の発行日のいずれか早い方の日とする。

- 2 乙は、業務完了期日までに試験業務を完了することができない場合は、甲に対しその理由を明示した書面をもって業務完了日の延期を申し出、その延期を行うことができる。
- 3 乙は、甲が理由を明示した書面をもって業務完了期日の延期を申し出、かつ乙がその理由が妥当と認めた場合には、その延期を行うことができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、その損害を乙に対して賠償する。
- 4 第2項及び前項の業務完了期日の延期に関し必要な事項については、甲乙協議の上定める。
- 5 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによる。

第6条（試験体の仕様等の変更）

甲は、試験成績書等の発行前までに試験体の仕様等を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の試験用提出図書を提出しなければならない。

- 2 前項の変更が軽微であると乙が認める場合を除き、甲は、当初の試験の依頼を取り下げ、別件として改めて乙に試験業務を依頼しなければならない。
- 3 前項の依頼の取り下げがなされた場合は、第8条第2項の契約解除があったものとみなす。この場合、甲は、乙に対し、乙の指定する期日までに試験料を支払うとともに、乙に生じた損害を賠償する。ただし、試験料の額については、乙は、乙の試験業務の履行状況に応じて変更することができる。

第7条（手数料等）

乙は甲からの依頼の有無にかかわらず、試験業務の手数料について見積書の発行を行なう。

- 2 甲は、試験料を、乙の発行する請求書により、第3項に規定する日（以下「納入期日」という。）までに乙の指定する銀行口座へ振込送金により納入しなければならない。ただし、やむを得ない事由のある場合は、甲乙協議の上別の支払い方法によることができる。
- 3 甲は、手数料の二分の一以上を引受承諾書に定められた契約締結日から7日以内に納入し、残金を業務完了期日の前日までに納入する。ただし、乙が認める場合には、業務完了期日の前日までに一括払いで納入することができる。
- 4 第3条2項の場合その他甲の責に帰すべき事由により、乙が甲に対して試験成績書等を発行しない旨の通知をした場合においては、甲は、乙に対し、試験料を支払うとともに、乙に生じた損害を賠償する。ただし、試験料の額については、乙は、試験業務の履行状況に応じて変更することができる。
- 5 試験料等の納入に要する費用は、甲の負担とする。

第8条（甲の解除権）

次の各号の一に該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。

- 一 乙が、正当な理由なく、業務を業務完了予定期日までに完了せず、又はその見込みのない場合
- 二 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の試験業務が完了するまでの間、いつでもこの契約を解除することができる。
- 3 第1項及び前項による契約解除は、解除する旨を書面により乙に通知する方法で行う。
- 4 第1項に基づく契約解除の場合、甲は、乙に対し、乙の試験業務の履行状況に応じて変更した試験料を支払うこととする。この場合、試験料を既に支払っているときは支払済みの試験料の清算を行う。
- 5 第1項に基づく契約解除の場合に、甲に損害が生じたときは、乙が支払うべき損害賠償の金額は、引受承諾書に記載された試験料の額を限度とする。
- 6 第2項に基づく契約解除の場合、甲は、乙に対し、引受承諾書に記載された額の試験料を支払うとともに、乙に生じた損害を賠償する。ただし、試験料の額については、乙は、乙の試験業務の履行状況に応じて変更することができる。

第9条（乙の解除権）

次の各号の一に該当するときは、乙はこの契約を解除することができる。

- 一 甲が第4条第2項の提供を行わない等、乙の業務の履行に必要な協力をしないとき
- 二 甲の責に帰すべき事由により業務完了予定期日までに試験成績書等を発行又は発行しない旨を通知することができないとき
- 三 甲が書面をもって申し出た業務完了予定期日の延長の理由について、乙が正当でないと認めるとき
- 四 甲が正当な理由なく、納入期日までに試験体を納入しないとき
- 五 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 六 甲または甲の関係者が次のいずれかに該当する者であると認められるとき
 - イ．暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業社員等の反社会勢力者
 - ロ．イとかかわりを持つ者、またはこれに準ずる者
- 2 前項による契約解除は、解除する旨を書面により甲に通知する方法で行う。
- 3 前項に基づく契約解除の場合、甲は、乙に対し、引受承諾書に記載された額の試験料を支払うとともに、乙に生じた損害を賠償する。ただし、試験料の額については、乙は、乙の試験業務の履行状況に応じて変更することができる。

第10条（試験の結果に対する甲の義務及び請求権）

甲は、乙の発行する試験成績書の内容を改ざんして使用してはならない。

- 2 前項の使用によって乙に損害が生じた場合は、甲は乙に対してその損害を賠償する。
- 3 甲は、第3条第1項の発行を受けた後に試験の結果に誤りが発見された場合、試験用提出図書等に虚偽の記載がなかったこと、その試験業務を行った当時の技術水準においてその誤りを回避し得たこと、その他その誤りが乙の責に帰すべきことを甲が証明したときは、乙に対して、無償で、追完（途中で中止した試験業務を再開し、最後まで実施すること。）や試験のやり直し（以下「追完等」という。）を請

求することができる。

- 4 前項の請求は、第3条第1項の試験成績書等の発行の日から2年以内に行なわなければならない。
- 5 甲は、第3条第1項の試験成績書等の発行の際に試験の結果に誤りがあることを知ったときは、第3項の規定にかかわらず、その旨を第3条第1項の通知の日から6ヶ月以内に乙に通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することができない。ただし、乙がその誤りの存在を知っていたときは、この限りでない。

第11条（試験の責任範囲等）

この契約は、試験の対象となるものに瑕疵がないことについて保証するものではないものとする。

- 2 試験用提出図書に虚偽があったことが試験成績書等発行後に発覚した場合、乙が交付した試験成績書は無効とし、乙は、当該試験の結果について責任を負わないものとする。
- 3 乙は、JIS A 1132の4.5（圧縮強度試験用）の供試体の形状寸法の許容差の測定について、ISO/IEC 17025：2017の箇条7.4.3を適用し省略する。なお、供試体の形状寸法の許容差については、甲が責任を有する。

第12条（秘密保持）

乙は、この契約に定める試験業務に際して知り得た甲の秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第13条（業務の内容の公表）

前条に係わらず、乙は、第3条第1項の試験成績書等を発行した後、事前に甲の同意を得て、試験業務の内容を公表することができる。

- 2 前項の公表によって甲に損害が生じたとしても、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

第14条（試験成績書等の再発行）

乙の発行する試験成績書等の再発行の期限は、試験成績書等の発行日から10年間とする。

- 2 乙は、明らかな誤記がある場合を除き、発行した試験成績書等の記載内容を変更しての再発行は行わない。

第15条（労働災害等）

甲（甲の役員、従業員を含む）が試験業務に係る作業を行うときは、乙の指示に従い労働災害等の防止に努めなければならない。

- 2 甲（甲の役員、従業員を含む）が試験業務に係る作業中に労働災害が生じたときは、甲の加入する労働災害補償保険を適用するものとする。
- 3 甲（甲の役員、従業員を含む）が、試験業務に際して、乙の所有又は管理にかかる設備又は備品等を破損するなどして、乙に損害を生させたときは、甲は、乙に対し、その損害を賠償する。ただし、不可抗力によるものであると乙が認めたときは、この限りではない。

第 16 条（管轄裁判所の合意）

本契約に関連して紛争が生じたときは、その第一審の管轄裁判所は、乙の所在地を管轄する裁判所とすることを、甲乙合意する。

第 17 条（別途協議）

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。